

令和5年（ネ）第1029号 石炭火力発電所建設等差止請求控訴事件

控訴人 ■■■■■ 外34名

被控訴人 株式会社神戸製鋼所 外2名

## 証拠説明書（38）

令和5年12月1日

大阪高等裁判所第14民事部E3係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 池田直樹

同 浅岡美恵

同 和田重太

控訴人ら訴訟復代理人弁護士 金崎正行

控訴人ら訴訟代理人弁護士 増本志帆

同 杉田峻介

同 喜多啓公

同 與語信也

同 青木良和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲A号証】

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲A 83	意見陳述書	写し	2023年 10月10 日	■■■■■	控訴審第1回期日における意見陳述 内容	
甲A 84	プレゼン資料	写し	2023年 10月10 日	控訴人ら訴訟 代理人	控訴審第1回期日における控訴人ら 訴訟代理人のプレゼン内容	
甲A 85	2021年5月17日最 高裁判決(平成3 0年(受)第59 6号)	写し	2021年 10月	判例タイムス 社	最高裁が民法719条1項後段を類 推適用するに当たり、加害メーカ ーが製造販売した石綿含有建材を被害 者である建設労働者が取り扱ったこ とが少なくとも1回あることの蓋然 性が、個別の行為を共同化できる範 囲を画する要件(共同行為者に帰責 するための要件)としたこと(甲A 66とは別事件)	

【甲C号証】

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲Cア 33	経歴書	写し	2023年 11月	増井利彦	増井利彦氏の経歴	
甲Cエ 25の 1	国連総会決議「清 浄で健康的で持 続可能な環境に 対する権利」	写し	2022年 7月28 日	国際連合	国連も「清浄で健康的で持続可能な 環境に対する権利」を人権として認 めていること	
甲Cエ 25の 1	訳文	写し	2022年 11月	弁護士池田直 樹	甲Cエ25の1の日本語訳	
甲Cエ 26	ビジネスと人権 に関する指導原 則 外務省訳	写し	2011年 3月21 日	国連広報セン ター	2011年3月21日に国連人権理事会で 採択された国連事務総長特別代表ジ ョン・ラギー氏によるビジネスと人 権に関する指導原則(原文英文)特 別報告書を国連広報センターが和訳 したもの。企業活動における人権保 護と尊重、救済についてまとめた報 告書	

甲Cオ 11	エネルギー起源 CO2排出量全体	写し	2023年 4月	環境省	2021年度において日本のすべての石炭火力発電所から排出されたCO2が2021年度で2億6500万トンにも上ること等。  ※下記の環境省ウェブサイト「温室効果ガス排出・吸収量等の算定と報告」 <a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/emissions/index.html">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/emissions/index.html</a> 2021年度（令和3年度）温室効果ガス排出・吸収量「2.2 エネルギー起源CO2排出量全体」として掲載されている。
甲Cク 8	オランダ最高裁 Urgenda 判決（全文日本語訳）	写し	省略	Urgenda 財団	オランダ最高裁判決英文（甲Cクー1）全文の日本語訳（従前は、部分訳として甲Cクー2を提出していたもの）
甲Cコ 11	令和4年度環境 保全報告書 （抜粋、資料編を除く）	写し	2023年 6月	（株）神戸製 鋼所 （株）コベル コパワー神戸 （株）コベル コパワー神戸 第二	旧神戸製鉄所・現神戸線条工場、季節発電所、新設発電所からのCO2排出量など
甲Cコ 12	日本の大口排出 源の温室効果ガス 排出の実態 温室 効果ガス排出量 算定・報告・公表 制度による 2018年度データ 分析	写し	2022年 6月13 日	NPO 法人気候 ネットワーク	2022年3月18日に政府が公表した2018年度の温室効果ガス排出量算定報告制度に基づくデータを気候ネットワークにおいて分析したもの。事業所別排出量の実態などについても分析している。

以上